

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	〇 一般廃棄物処理施設設置の許可申請があった件	二五三
	〇 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	二五三
	〇 公金の収納の事務を委託した件	二五三
	〇 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件六件	二五三
	〇 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	二五三
	〇 地籍調査の成果について認証した件	二五三
○ 公告	〇 一般競争入札を行う件	二五七
	〇 福島県選挙管理委員会	二五七
	〇 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程	二五九
	〇 福島県収用委員会	二五九
	〇 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件三件	二五九

告 示

福島県告示第三百十五号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十八年五月十三日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所 所長 土居 健太郎

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 福島県福島市栄町十一番二十五号 AXCビル六階

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 福島県田村市都路町古道字細田沢百二十三番、百二十五番及び百二十六番並びに福島県双葉郡川内村大字上川内字鷹ノ巣二十番及び二十一番

三 一般廃棄物処理施設の種別
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
 農林業系廃棄物（稲わら、牧草、牛ふん堆肥（泥状を呈しないもの）、ほだ木・き

五 申請年月日
 平成二十八年四月二十六日

六 縦覧場所
 1 福島県中地方振興局県民環境部環境課
 福島県郡山市麓山一丁目一番一号

2 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
 福島県南相馬市原町区錦町二丁目三十番地

3 田村市市民部生活環境課
 福島県田村市船引町船引字畑添七十六番地二

4 田村市都路行政局市民課
 福島県田村市都路町古道字本町三十三番地の四

5 川内村民課
 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡十一番地ノ二十四

福島県告示第三百十六号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年五月十一日救急病院として認定した。

平成二十八年五月十三日

名称	所在地	福島県知事	内堀 雅 雄
公立大学法人福島県立医科大	会津若松市河東町谷沢字	認定有効期限	平成三十一年五月一日
学会津医療センター附属病院	前田二一番地二		

福島県告示第三百十七号
 （地域医療課）

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第三百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社福島まちづくりセンター
福島県福島市置賜町七番六号

代表取締役 渡邊 又夫

（変更後）株式会社福島まちづくりセンター
福島県福島市置賜町七番六号

代表取締役 小林 勇一

三 変更した年月日

平成二十六年七月八日

四 届出年月日

平成二十八年四月二十五日

五 届出をした者

株式会社福島まちづくりセンター

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津美里町本郷庁舎商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール美里店 福島県大沼郡会津美里町字高田前川原三千五百七十番地ほか二十五筆

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

（変更後）株式会社リオン・ドールビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

三 変更した年月日

平成二十八年四月一日

四 届出年月日

平成二十八年四月十八日

五 届出をした者

株式会社リオン・ドールビズ

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール猪苗代店 福島県耶麻郡猪苗代町字芦原五十四ほか

（商業まちづくり課）

二 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

(変更後) 株式会社リオン・ドールビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

三 変更した年月日

平成二十八年四月一日

届出年月日

平成二十八年四月十八日

届出をした者

株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール坂下店 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下六ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

(変更後) 株式会社リオン・ドールビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

三 変更した年月日

平成二十八年四月一日

届出年月日

平成二十八年四月十八日
 届出をした者
 株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール喜多方西店 福島県喜多方市字押切南二丁目四十二ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

(変更後) 株式会社リオン・ドールビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

三 変更した年月日

平成二十八年四月一日

届出年月日

平成二十八年四月十八日

届出をした者

株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内 堀 雅 雄
リオン・ドール田島店 福島県南会津郡南会津町大字田島字東荒井七十七ほか
変更した事項

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番二十六号

(変更後) 株式会社リオン・ドールビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番二十六号

三 変更した年月日

平成二十八年四月一日

四 届出年月日

平成二十八年四月十八日

五 届出をした者

株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一

二 変更しようとする事項

1 駐輪場の位置の変更

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十八年六月一日

四 届出年月日

平成二十八年四月二十五日

五 届出をした者

株式会社福島まちづくりセンター

(「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十八年五月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 調査を行った者の名称

天栄村

二 成果の名称

天栄村大字牧之内の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

公 告

公告第113号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年5月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 胃胸部併用デジタル検診車 1台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成29年3月31日（金）
 - (4) 納入場所 公益財団法人福島県保健衛生協会
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年6月2日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成28年5月13日（金）から平成28年6月2日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年5月20日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年6月27日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日（金）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital Gastric-Chest X-ray Examination Car lunit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 27 June 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 24 June 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十九号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十八年五月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第九十四条各号列記以外の部分中「及び専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。第四号において同じ。）」に改め、同条第四号中「及び専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年五月十三日から施行する。

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成二十八年四月二十六日次のとおり裁決手續の開始を決定した。
平成二十八年五月十三日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭弘

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一般国道四号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで）
- 三 裁決手續の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目	地積（平方メートル）	収用又は使用しようとする土地の面積（平方メートル）
登記	現況	登記記録	実測

福島県 岩瀬郡 鏡石町 大池	一四六 番一	雑種地	宅地	六一一	六三〇・〇 二	収用の部分 八一・六三 使用の部分 六・一九
	一四八 番五	宅地	宅地	三六八・二 八	三六八・五 七	収用の部分 四〇・五一 使用の部分 三・四四

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

- 1 使用方法
自転車歩行者道及び排水側溝設置のため、現地盤又は施工面から土砂等を掘り下げる範囲において使用
 - 2 使用期間
明渡し期限の翌日から一年間
- 五 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
有限会社三愛商事	福島県須賀川市木之崎字寺前七一番地四

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号	賃借権及び使用借権
東日本電信電話株式会社 宮城事業部 福島支店	福島県福島市山下町五番一〇号	使用借権
国土交通省 東北地方整	福島県郡山市安積町荒井字丈部内二八番一号	使用借権

備局郡山国道事務所	東京都中央区京橋一丁目九番一号	抵当権
全国信用協同組合連合会		根抵当権
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目四番七〇号	

福島県収用委員会告示第十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成二十八年四月二十六日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年五月十三日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭弘

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道四号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積（平方メートル）	収用又は使用しようとする土地の面積（平方メートル）		
	登記記録	現況				
福島県 岩瀬郡 鏡石町 大池	一四八 番二	宅地	宅地	四八〇・七 一	四八三・三 三	収用の部分 六九・九七 使用の部分 四・九四

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

- 1 使用方法
自転車歩行者道及び排水側溝設置のため、現地盤又は施工面から土砂等を掘り下げる範囲において使用

2 使用期間
 明渡し期限の翌日から一年間
 五 土地所有者の氏名及び住所

氏名	有限会社三愛商事
住所	福島県須賀川市木之崎字寺前七一番地四

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号	使用借権
東日本電信電話株式会社 宮城事業部 福島支店	福島県福島市山下町五番一〇号	使用借権
国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	福島県郡山市安積町荒井字丈部内二八番一号	使用借権
全国信用協同組合連合会	東京都中央区京橋一丁目九番一号	抵当権
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目四番七〇号	根抵当権

福島県収用委員会告示第十五号
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成二十八年四月二十六日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
 平成二十八年五月十三日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭 弘

一 起業者の名称
 国土交通大臣
 二 事業の種類
 一般国道四号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで）
 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目	地積（平方メートル）	収用又は使用しようとする土地の面積（平方メートル）
福島県 岩瀬郡 鏡石町 大池	宅地	六九〇・四七	収用の部分 一〇二・一二七・四四
一四八番三	宅地	六九一・八九	

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

1 使用方法
 自転車歩行者道及び排水側溝設置のため、現地盤又は施工面から土砂等を掘り下げる範囲において使用
 2 使用期間
 明渡し期限の翌日から一年間

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名	稲田 久子
住所	福島県岩瀬郡鏡石町大池二〇二番地

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号	使用借権

愛 商 事	有 限 会 社 三	国 土 交 通 省 東 北 地 方 整 備 局 郡 山 国 道 事 務 所	東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 宮 城 事 業 部 福 島 支 店
地 四	福 島 県 須 賀 川 市 木 之 崎 字 寺 前 七 一 番	福 島 県 郡 山 市 安 積 町 荒 井 字 丈 部 内 二 八 番 一 号	福 島 県 福 島 市 山 下 町 五 番 一 〇 号
	賃 借 権	使 用 借 権	使 用 借 権